

滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年1月30日(月) 15時30分から16時40分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 内 野 淳 志

委員 14人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 報告2 令和4年滝川市農地賃貸料情報について
- 6 議案1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7 議案2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 8 議案3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 9 議案4 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 3 1 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 2 番、石川委員、3 番、畠山委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程 5 番、報告第 2 号、令和 3 年滝川市農地賃貸借料情報について、事務局に説明を求めます。 報告第 2 号、令和 4 年滝川市農地賃貸借料情報ということで、昨年 1 年間の市内の賃貸借の状況を取りまとめましたので報告いたします。なお、極端に低額、もしくは高額に賃貸借されたものは集計から除いています。 各地区の平均賃貸借料と旧標準小作料の比率ですが、「田」については滝の川東が旧標準価格の 101.0%で、最も高い値となっています。

	農林水産省で定める事項を令和4年10月総会で報告したところですが、その際に未提出の法人が1法人ありましたが、1月27日に提出があったことから今回報告するものです。 別紙をご覧ください。2番の法人が太枠になっております。有限会社真坂農産が最後に提出してきた法人です。要件確認として①耕作面積、農地の権利を持ち営農しているかの確認、②形態要件、定款の確認、株式譲渡に対して会社の承認が必要であることの確認、③事業要件、農業以外の事業を行っているか、農業以外の売り上げが50%を超えると要件を満たさなくなります。④構成員要件、出資者の確認、構成員要件を満たし且つ出資している者が議決権の50%以上であること。⑤業務執行役員要件、役員の過半に該当する者が出資者であり、且つ150日以上農業に従事していること。以上5件について確認したところ、いずれも要件を満たしており、農地所有適格法人として適正であることを報告いたします。以上です。
議長 各委員 議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑・意見を終了します。報告第3号については、報告済・承認とします。
説明員	議事日程7番、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は使用貸借権1件、所有権移転1件です。 1番、東滝川 番、地目「畑」、面積 2,293 m²、 さんから さんへの売買です。相続した所有者は遠隔地在住により農地の維持管理困難のため隣接地耕作者の さんに売却するものです。 2番、東滝川 番、地目「田」、面積 47,202 m²、「畑」4,448 m²、 さんから さんへの使用貸借です。期間は10年。 さんから子の さんに経営移譲し、今後は さんが主となって農業経営を行ってまいります。以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、原案のとおり可 とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 8 番、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申 請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明 いたします。今月は所有権移転 1 件、一時転用 1 件です。 1 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、 さん、譲受人 さん。転用面積 3,455 m ² 、第 1 種低層住居地域、転用目的は資材置場の 設置です。3,000 m ² を越えるので北海道農業会議の審議案件となりま す。 2 番は砂利採取による一時転用で、西滝川 番、現況地目「畑」貸 主、 さん、借主、 さん。転用面積合計 2,615 m ² 、他非農地 3,785 m ² 、事業面積 6,400 m ² になります。農用地区域内、工期は令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで。砂利採取量は 2,278 m ³ 、排水につい ては掘削箇所の東側にある既設の素掘り側溝から排水路へ流れ、最終的 に川へ排水します。3,000 m ² 以下ですが農用地区域内の一時転用なので 北海道農業会議の審議案件となります。工期については右側備考欄、配 置面積は記載のとおりです。以上用途区域内にある第三種農地で周辺は 宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であ り、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが 認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 2 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可 相当とすることによろしいですか。

各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。
	まもなく午後 4 時になることから、農業委員会会議規則第 7 条により会議を延長します。 次に議事日程 9 番、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が 10 件、使用貸借権が 1 件、所有権移転が 3 件です。1 番から 6 番までは更新です。 1 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 2 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、4,050 円です。 3 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 4 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 5 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 6 番、 さんから さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、1,594 円です。 7 番から 11 番まで、新規申請です。 7 番、江部乙町 番、地目「田」、34,689 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。所有者である さんの老齢による経営規模縮小、農地を 市に集約のため隣地耕作者の さんが耕作します。 8 番から 11 番までは さんから さんへの貸借で貸借期間は 10 年です。JA たきかわの転貸が期間満了になったことから相対で貸借する

議 長 説 明 員	ものです。 8 番、江部乙町 番、地目「田」、23,940 m²、江部乙中地区の農地で、10a 当りの賃借料は、5,500 円です。 9 番、江部乙町 番、地目「田」、31,286 m²、江部乙東地区の農地で、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 10 番、江部乙町 番、地目「畑」、2,539 m²、さんの自宅周辺の裏の畑で、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 11 番、江部乙町 番、地目「畑」、3,985 m²、江部乙町 丁目国道沿いの畑で、状態は良くないですが、経営移譲年金対象農地であることから使用貸借で耕作します。 次に所有権移転です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」面積 25,404 m²、さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 7,113,000 円 10a 当り、28 万円です。農地保有合理化事業によりさんに代わって公社が買入し、さんに賃貸借の後、売却します。 2 番、南滝の川 番、地目「田」面積 45,865 m²、「畑」2,981 m²、さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 12,073,000 円 10a 当り、「田」26 万円、「畑」5 万円です。農地保有合理化事業により会社さんに代わって公社が買入し、さんに賃貸借の後、売却します。 所有権移転の 3 番については各あっせん常任委員会より説明していただきます。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号 3 番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 3 番、売り手さんから北滝の川 番、地目「田」22,670 m²の売渡のあっせんの申出が 11 月 18 日にありましたので 農事組合、隣接地耕作者さんに農地あっせんの申出を通知したところ、さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を 1 月 17 日午後 1 時 55 分から市役所 3 階 301 会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は滝川地区 8 名、事
-------------------------	--

		務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」22,670 m²、土地条件として、北側はパイプラインがなく田落としで南側は暗渠が入っている。粘土が強く転作は難しいが排水は良い。価格としては 10a 当たり「田」23 万円、総額 5,214,100 円となっています。附帯物件は北滝の川 番、「宅地」89 m²。無償譲渡。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長		説明が終わりました。議案第 3 号、貸借権設定申請番号 1 番を除く 13 件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第 3 号、貸借権設定申請番号 1 番を除く 13 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 3 号、貸借権設定申請番号 1 番を除く 13 件について、原案のとおり決定といたします。 次に貸借権設定申請番号 1 番については、農業委員会法第 31 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 16 : 03 退室)
議 長		貸借権設定申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号 1 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 3 号貸借権設定申請番号 1 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 (委員 16 : 04 入室)
議 長		議事日程 10 番、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 4 号について説明します。12 月 12 日、さんより江部乙町

議 長	番他 6 筆、地目「田」 36,844 m ² 、「畑」 1,203 m ² の売渡のあっせんの申出がありましたので、江部乙 農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったこと
議 長	とから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 1 月 1 7 日 9 時 5 5 分から
木 村 局 長	市役所 3 階 3 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 7 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりましたが買い手の さんより今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。土地条件として、基盤整備終了、あっせん価格は、対象農地 10a 当たり「田」 2 8 万円、「畑」 5 万円、総額 10,376,000 円です。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。対象農地については、2 月の農業委員会総会で上程する予定です。附帯物件はありません。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 4 号については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 6 : 0 9 退室)
議 長	議案第 4 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 4 号については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 1 0 入室)
議 長	本日の議案については、以上でございます。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。

議 長 説 明 員 議 長	(各推薦委員から事務連絡あり) その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程等について資料に基づき報告) 第32回総会は2月27日14時からということで決定します。 以上をもちまして、第31回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(16:40)
------------------------------------	---